

## 実態把握の必要性－「法」期限後の隣保館活動への期待

近畿大学人権問題研究所  
教授 奥田 均

※ 本内容は、当日の講演を元に、事務局において整理したものです。あらかじめご了承ください。

今日、与えられました私へのテーマは、「実態把握の必要性－法期限後への隣保館活動への期待」ということで、考えているところを問題提起するよというお話してありました。

同和対策事業に関わります法律が2002（平成14）年度で期限切れをむかえました。これは周知のとおりであります、それで部落差別が完全に、つまり2002（平成14）年3月31日を以て、部落差別が完全解消したかということについては、「ちょうど3月末で部落問題は解決した」とを答えることはできないわけで、部落差別はなお厳然と残っているわけです。

ですから、法律が切れた「同和対策事業」というものは国レベルにおいてなくなっていったわけでありますが、「部落問題を解決する」という目標が消えたわけでもありませんし、旗が降ろされたわけでもありません。しかし、随分と地方自治体、隣保館によって、法期限後の部落問題にどう向き合っていくのかという姿勢には、格差社会ではありませんが、かなり全国で違いがあるように思っています。

実態把握という問題を通して、少しその辺りのことを整理できないだろうか。とりわけ隣保館には研究調査事業というものがありますし、「何を研究し、何を調査するか」ということが日常の活動の中で問われてくるわけであり、その辺りの問題意識を持ちまして、お話しを進めていきたいと思っております。

### [1] 実態調査（差別の現実把握）の今日的意義

#### （1）基本姿勢のリトマス試験紙

私はここで3点項目を上げました。一つは、基本姿勢のリトマス試験紙。1965（昭和40）年の内閣同和対策審議会答申には次のような大変大事な一説が記されています。「部落差別が現存する限り、この行政は積極的に推進されなければならない」。これがその後の同和行政の基本になってくるわけです。「この行政」、これを「同和行

政」と呼んでもいいですし、「部落解放行政」と呼んでもいいです。部落問題解決を目指す行政の営み、呼び方はいろいろですが、「部落差別がある限り部落差別をなくす行政は積極的に推進されなければならない」、これが基本であります。

その取り組み方で特別対策事業を使うかどうかは、それぞれが判断すればよいことですが、「日本国憲法のもとで現に“部落差別”という不平等、人権侵害がある。行政たるものこの問題の解決を積極的に推進しなければならない」と記したのは、ごく当然のことです。問題はそこにあるのではなくて、この決意には前提があるということです。

つまり「部落差別がある限り」と言っていることにあります。「未来永劫にこの行政を推進しなければいけない」と言っていないし、「当面10年間で終了します」とも言っていないわけです。「何故取り組まなければいけないのか」「どれくらい取り組まなければいけないのか」ということを抜きに「部落差別が現存する限り」と言っているわけです。まさに、そのことは同和行政のスタートラインであり、その「部落差別の現存」がなくなれば終了すればいいわけですから、ゴールラインであるわけです。

そうだとすると論点になってくるのは、この「決意」をするかどうかということではなくて、本当に部落差別がまだあるのかないのかということになってくるわけです。「それはどんな形であるのか、ないのか」「減ってきているのか」「増えてきているのか」「ほぼ解決したと言えるのか」「逆に厳しくなっていると言えるのか」、ここが議論の焦点になってくるわけです。このことを抜きにして、先ほど引用しました同対審答申の一節を力強く宣言されたところで、それは「カラ文句」「カラ決意」になってくるわけです。「差別が現存する限り」という頼もしい決意がカラ文句か、本当のものであるかどうかは、「実態把握をするのかどうか」ということで読み替えることが出来るのではないかと思います。

「実態把握をしません」「現状を把握しません」、しかし「差別がある限りこの行政を積極的に推進します」と言えば、何を意味するのかと言えば、「私は嘘つきだ」と言っていることになるだけの話です。そういう基本姿勢の「本物」か「偽物」かが、実態把握をするかどうかという形で今試されているということ、このことが実態把握の今日的意義の第一点目であります。

## (2) 政策立案と効果測定の糧 (かて)

二つ目は、政策を立てていく、その効果を測定していく資料(糧)となる「1. 新たな政策を打ち出さないかぎり、特別対策事業の終了は同和行政の「転換」などではなく、単なる「廃止」を意味する」。「2. 効果測定がおろそかになるとき取り組みは惰性に流れ、手段が目的化されてしまう」。

取り組めば変わるわけであり、これに取り組んでいて効果があるのかないのかということ当然調べなければなりません。効果がない場合には取り組み方を変えなければなりません。調査というのは常にその取り組みが有効かどうかを図っていくわ

けであります。これがなされないと、それは「予算の無駄遣い」「差別の解決に対して熱意がない」という言い方をされたりしますが、本当に目的に対して一日も早く解決をしていきたい、予算の費用対効果からいっても有効な執行に努めたいと、そういうところからは必ず「この効果がいかほどのものであるのか」ということで、実態把握の必要性が出てきます。

ただし法期限後の今日でありますから、その様々な課題に対して、同和地区住民や同和地区だけに対する特別対策事業というやり方以外で、この現実の解決を考えなさいということになります。例えば、2000（平成12）年に大阪府では、市町村と合同で部落問題に関わるかなり大きな調査を実施しました。その調査の中で一例を挙げますと、こういう課題が浮かび上がってきました。

### <2000年大阪府実態調査から見えてきた現実>

65歳以上の高齢者の介護保険の利用状況を調べたわけです。65歳以上というのは1号被保険者ということです。45歳から介護保険料を取られていますから65歳から使えます。そこで、48カ所ある同和地区の65歳以上の高齢者に、「毎日の生活で援助や介護が必要ですか」と質問をしました。300人足らずの人が「日々の生活の中で援助や介護が必要」と答えました。65歳以上の高齢者ですから、介護保険の申請をして審査を受けて、そして、その困難に見合った介護を提供されて然るべきであります。ところが2000年の大阪府の調査からは、介護を必要としている高齢者の実に45%にのぼる人が「申請していない」という結果が出てきました。

申請してかかりつけの医者意見書と行政から来る調査員の問診を経て、審査委員会で「判定」されるわけです。申請しないと何も始まらないのに、約半数の人が困っているのに申請していないという部落の高齢者の実態が明らかになりました。

これを調べていくと、「介護保険という言葉は聞いたことがあるけれども、どこに行けば申請できるのか知らなかった」「どんな制度がよく分からなかった」「年金から天引きされているだけで自分はよく知らない」など。でも「役所から分厚いしおりや冊子が来たでしょ」と言っても、「内容が難しく何が書いてあるのか分からなかった」「申請に行っても自分は文字を読んだりかいたりすることが苦手だから、そのことが恥ずかしいし、そんな目に会うのは嫌だ」「昔、福祉の世話になったときにいろいろたらい回しに会った」とか、そういう差別の実態がここに現れているわけであります。

特に、介護保険はデイサービスセンター、ケアプラン、ケアマネジャー、ホームヘルパーなど、カタカナ言葉が多いわけで、行政の中で一番カタカナ言葉が多い分野は高齢福祉だと言われるくらい、分かりにくい英語を使っているわけです。

そうしますと、幼い頃学校に行けなかったとか、書くのが苦手だという高齢者にとっては分厚い冊子を配られたり、申請書を書くように言われても上手くかけない。逆に医者問診が来たりすると普段出来ないことを出来るように見せて無理をしたり、そういう風景が見えてくる。一番介護保険を必要とする人の頭の上を介護保険制度が

素通りしていく。

福祉は申請の事業ですから、自分から言い出さないと何もしてくれません。申請しようとするれば申請するだけの知識や力がなければダメです。言葉の悪い人は、「福祉は賢いやつほど元を取る」、こんな言い方をすることもあります。そういった福祉行政が困難な高齢者の頭の上を素通りしていく。同和対策事業の時代であれば、同和地区の高齢者に集まっていただいて、「同和地区高齢者介護保険説明会」のようなものを実施したり、隣保館職員が手分けをして一人暮らしの高齢者の家に行って説明をしたり、これは特別対策事業の発想ですね。

「法が切れた」というのは、こういうような実態があることを放っておくことではなくて、「こんな困難を抱えている高齢者は同和地区だけではないのではないか」ということを考えてみることです。そこで同和地区のお年寄りを含めてこの校区の、この地域の、この町全体の困難を抱えた高齢者にどんな取り組みをしたらいいのかということ、一般施策として考えてみる。その一般施策が同和地区に通用するかどうかという形で同和行政、つまり部落問題の解決に資するかどうかということ判断しようということであって、同和地区の実態を把握して困難な課題が見つかったも「放っておく」ということではないわけです。

特別対策事業がなくなったから「実態把握をしなくてもよい」、課題が見つかったも「放っておく」ということは、それは同和行政の「転換」ではなく、単なる「廃止」であります。同和行政の廃止は、部落差別の現実がなくなったときに初めて実現をするわけでありますから、単なるサボタージュにならざるを得ないわけであります。同和対策事業という取り組み方ではない取り組み方で、この部落の実態・課題を解決するにはどうすればいいのかという、そこが政策立案になるわけです。

これまでは定められた事業・計画を粛々と可もなく不可もなく実施するということが良いことだとなっていたかもしれませんが、そうではなくて、これからは「考える隣保館行政」「考える同和行政」と言いますか、知恵を出す。そして、当該の一般施策を担当している本課と政策立案をしていきながら部落の課題に立ち向かっていくということになります。そして効果測定をする。こんな新しい時代の施策、行政のあり方を考えますと、実態把握ということの意味はますます高まってまいります。

### (3) 部落差別の現実を部落問題に

同対審答申も書いておりましたが、部落差別の問題は「社会問題」になるわけです。最近、学生と話をしているときに思うことなのですが、私たちは「部落差別は社会問題だ」と、重大な我が国における社会問題というように認識しています。ところが学生の中には、「社会問題ではない」と感じている学生も結構います。つまり、「心の問題」「道徳の問題」だと捉えている。差別をしないという優しい心を持てば、部落問題が解決するとか、道徳教育を徹底すれば部落問題は解決するというような議論が出てきます。

私は、差別の問題が、もし「心」の問題だとすれば、そう捉えている学生にこう問い返します。「アメリカ人はかつて、心がよこしまな人ばかりだから奴隷制度を作ったのですか」「明治以降大正にかけての日本人は、随分墮落していたから道徳心が低かったから、ハンセン病回復者といわれた人たちを隔離して強制収容したのですか」と。そういうように心の問題が差別の原因だとすれば説明がつかないわけです。アメリカ社会の一定の状況が黒人差別をつくり出したし、明治以降の我が国の歩みの中でハンセン病回復者の人たちが差別の対象とされて行ったわけです。

「部落問題は社会問題だ」。このごく当たり前のことの意味を、私はここに書いております「社会問題の構築」という本の中で改めて教えられた気がします。キッセトとスペクターの二人の社会学者は、社会問題を次のように定義しました。「社会問題とはある種の状態であるという考え方を捨てて、それをある種の活動として概念化しなければならない」。つまり、とても許せない、こんな状態は何とかしなければならないという社会の現実が、その問題を自動的に「社会問題」にしているということではないということです。

現実があっても、それがイコール社会問題として社会の営み、行政の施策、あるいは企業や市民における取り組みへとつながるものではなくて、こんな現実があるということを社会的にライトアップしていく。ニュースや新聞で報道されているときには、その問題に対して非常に興味を持ちますが、テレビでは視聴者の関心に応じて番組内容を変えていきますから、その問題がニュースから外れていけば、問題は残っているにもかかわらず急速に関心が薄れていくことがあります。つまり、「照射」されない問題、現実があっても社会問題としては取り上げられないということになります。

3点ほど、いま何故必要なのかと言うことについて、私からの問題提起をさせていただきました。法期限後の今だからこそ、部落差別をあやふやにして問題があるのに、見えないところに閉じこめてしまっただけではいけない。取り組む以上は、これまでの同和対策事業という政策がなくなったわけですから、新しい政策を企画しなければならない。財政困難な折ですから、しっかりした効果測定をしなければならない。いずれにしても行政の基本姿勢が問われているということです。隣保館が拠って立つところの基本的な向き合い方が問われているのではないのでしょうか。そういう観点から今日的な実態調査の重要性についてさらに確認をお願いしたいと思います。

## [2] 「法」の期限切れと実態把握に関わる新たな難題

### (1) 「同対審」答申や「特措法」の果たした役割

ところが今から実態把握を行おうと思えば、隣保館や当該市町村で行う場合にも、先ほどお話しがありましたように、実はいろいろな困難があります。今日的に整理をし

ておこななくてはならないいろいろな壁があることが見えてきます。

これは、私が申し上げるよりも行政の現場、隣保館におられる方は「当然のこと」だと思われるのではないかと思います。何か物事に「取り組む」ということは「限定」をすることです。

例えば、「高齢者の医療を充実させましょう」ということでも、そうさせようとするれば「高齢者は誰か」ということを限定しないと始まりません。「高齢者は80歳以上」と考える人や、「昔の公務員の定年が55歳だったので、それを基準にした方がいい」など、いろいろな意見や考えを持つ人たちがいれば政策が定まらないわけです。そうしますと、高齢者の医療行政に取り組むということは、「取り組む」対象である高齢者とは誰のことなのかということ、を、「限定」するところから始まります。では、「65歳にしましょう」ということから始めて、介護保険制度が機能してくるわけであり

ます。その「限定」の枠の中に入らないと、いくら「原爆の被爆者」「水俣病の被害者」であっても、その取り組みの対象にはならないということです。障害者行政でも、手帳がなければ「障害者だ」と言い張っても、障害者の対策は受けられないわけです。

行政というのは「限定」をすることによって、はじめて取り組みが政策や具体的な行動になってまいります。「部落差別がある。これ何とかしなければいけない」ということで、やる気もあるし予算も十分にある、これだけで同和行政が進むかといえば進まないですね。同和行政の目的は「部落差別の現実をなくすこと」ではないですか。そうすると、部落差別の現実が「あるのか」「ないのか」ということを確かめる必要がある。これは実態調査の話ですね。

では、本当に部落の人は差別を受けているのかどうかということを確認するのに「限定」しないと、「部落の人が差別を受けているかどうか」というような実態調査のアンケート用紙を思いつきで配布して記入していただいてもダメなわけであり。そこで、「どこが同和地区なのか」「だれが地区出身者なのか」ということを「限定」して、被差別の現実があるのか、ないのかという議論につながるわけです。そして、同和対策事業の法律があった時代では、「個人給付」「奨学金の貸与」「減免制度」ということで、その人が同和地区かどうか、あるいは国が補助率を上げて優遇的な補助体制を組む時にその舗装対象の道路は同和地区内かどうか、というようなことの「限定」が必要になるわけであり。

法律があったというのは、実は私は、「限定」の枠組みを作ってきたことだと思います。「同和対策事業を実施します」と言った時に、どこにその事業を実施するのかが問われてくることになります。そうすると、行政側では、「ここが同和地区だ」と勝手に決めることができないわけです。決めることができないけれども、法律では事業の執行が求められている。そこで、地元と協議をして、「同和地区」を行政が決めることはできないけれども、「同和対策事業」を実施する範囲を「どの範囲にしますか」と、行政が線引きをしなければならない。あるいは、「どの人が同和対策事業の該当者かどうか」ということを地元と協議をして、該当者を決めていかなければならない。その該

当者を定める方法は、都道府県によって随分いろいろだと思います。

いずれにしても、法律のあった時代は法律を執行する必要性から同和対策事業の地域・対象者を定めるということができたわけであります。

## (2) 「法」期限切れの意味するもの

同和対策事業に関する国の財政上の特別措置が廃止されました。そのことによって、財政上の特別措置がなくなっただけではなくて、部落問題に関する社会的な認識の枠組みと言いますか、「限定」の構造が国によって「撤去」されたというところが、私は大変大きな問題を起こさせているのではないかと考えています。

今、それぞれの市町村、隣保館で部落問題に関わる実態把握や同和行政を進めていくための本当の困難は、特別対策事業がなくなっただけとか、事業に対する国の補助率の優遇措置がなくなったということではなくて、その事業をするために国が「枠組みをきめなさいよ」と言っていたところの地域の範囲や対象者の限定、いわば「枠組みが撤去」されたことによるマイナス効果、混乱がむしろ大きな影響を与えているのではないかと思います。

「限定」をすることは、一方では「限定」から離れる人が出てきますから、同和対策事業、部落問題解決への行政は、部落を離れて生活する部落出身者には届かなかった。あるいは事業そのものを申請しなかった。この「限定」の枠組みを申請しなかった未指定地区には届かなかったということになります。

差別の現実はあるけれども、同和対策事業の執行上必要とされていた「限定」の枠組みがなくなってしまった。「限定」の枠組みがなくなってしまうということは、実態把握をする場合でも、その「範囲」「対象」が定かではなくなってくる。そうすると、結局は「部落問題の解決をしなければいけない」という決意はあっても、それは決意倒れに終わって取り組みが放置されてくるということに、逆行していくことになるのではないのでしょうか。

## **[3] 「法」期限後の部落問題に関する社会的認識の枠組みをめぐる混乱とそれへの批判**

### (1) 自治体関係者からよく聞かされる3つの意見と質問

行政の方と話をすると、こういう疑問が届けられてきました。「『法』の期限切れによって、部落問題解決の法的根拠がなくなった。やりにくい」「『法』の期限切れによって、これから、同和地区や同和地区住民のことをどのように呼べばいいのか」「『法』の期限切れによって、同和地区のエリア設定が出来なくなった。同和地区の生活保護率や同和地区生徒の進学率など、行政として実態把握ができなくなった」。

これらの意見は決して後ろ向きな意見ではなくて、「何とか取り組みたいと思うけれども、どうもその取り組みをしていく上で心配がある。不安がある」ということで、代表的な3つの意見を取りあげました。

### <法的根拠の解釈>

有名な話しですが、「同和対策事業特別措置法」という法律が10年で3年延長になり、次から「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（地対財特法）」になり、その時に何の法律が分からなくなってしまったということがあります。これは、「地域を改善する行政があれば、それを一生懸命しない」と、国は「高い補助率を出します。地方債を認めます。その地方債の元利償還金を国は面倒を見ます」というたぐいの法律で、この法律をどう見ても「人権」「同和」「差別」という文言もない法律なわけです。たった5箇条です。これが大騒ぎをしている期限切れがきた法律の中身であるということの事実を、正確に知る必要があります。

むしろ、「部落問題の解決」について書いてあるのは、憲法の方がもっと明確に記されています。「差別されない」「基本的人権」と書いてあるわけです。それをもとに、部落出身者は、「差別をされない」と読めばいいのではないのでしょうか。「この理念を追及するために、国をあげて努力しなければならない」と憲法には書かれていますので、そんな細々した法律よりも憲法があるということが何よりも部落問題に対する取り組みの最大の法的根拠ではないですか。

人種差別撤廃条約をはじめとする各種の人権に関する国際条約をわが国は批准をしています。批准をすれば、日本の法律とまったく同じであります。日本の法律の強さでいいますと、一番が「憲法」、次に批准した「国際条約」、この憲法に違反する国際条約は批准できません。そして批准した国際条約の下にあるのが「法律」。国際条約に違反する法律は制定できません。そんな法律があれば改正しなければいけません。ですから女性差別撤廃条約を批准すれば、男女雇用機会均等を作らなければならないし、民法をたくさん改正いたしました。その法律の下にあるのが「条例」です。条例は法律に違反した条例をつくることはできません。

そうだとすると、国際条約というのも部落問題解決に取り組むれっきとした法的根拠ではないのでしょうか。人権教育・啓発に関する教育啓発法もあるではないですか。地方債、元利償還金、補助率を定めただけの法律から比べると、今言いました法律の方がはるかに明確で権限の強い法的な根拠としてあるではないですか。「法律が切れた」ということはむしろ、「サボるための口実」になっているだけではないのでしょうか。「法的根拠がなくなった」という議論は、もうやめにしませんか。

### (2) 3つの意見と質問に関する誤解と間違い

名称の問題。法律が切れたので、「同和地区」と呼べないのではないかと。「同和」と



いう言葉を使うことに迷いがある一部自治体があります。おかしい記述では、「旧同和地区住民」。先ほどからも言っていますように、部落差別を考える時には、どこが部落差別を受けている地域かという「限定」の仕組みが必要になります。それを私たちは「同和地区」と行政的に呼んでいます。ある時期は「未解放部落」「被差別部落」と言われています。そこに生まれ育った人や本籍を置いている人を、つまり部落差別を受けている当事者の人を「地区出身者」「部落出身者」「部落民」と言います。

行政の人が「ここが同和地区・被差別部落」「あなたは部落出身者」だということには決められないわけですね。これは差別につながります。しかし、一方で同和対策事業を実施しなければならないわけですから、その事業は「部落差別を受けている地域、部落差別を受けている人」に対する施策なわけです。ですからどこが「部落差別を受けている地域・人」なのかを「限定・指定」しなければなりません。この論理は矛盾ですね。「限定」しなければ施策を行えませんが、行政は「限定」できないわけです。

そこで行政は、地元の運動団体や地域の人と協議をして、「同和対策事業を実施する地域の範囲」を決めましょうと。地元と行政は隣保館の力も借りながら、同和対策事業の範囲、同和対策事業の対象者を決めたわけです。そのことを行政は、「同和地区出身者」と読み替えたわけです。

同和行政においては、同和対策事業を「どの区域に実施するか」「誰に実施するのか」ということを、地元住民と協議をして「この範囲を対象地域とみなしましょう」としたわけであります。

そうしますと、同和対策事業がなくなってもそのまま同和対策事業を実施してきた地域を従来どおり、「同和地区」と読み替えて施策を進めていけばいいのではないですか。そのまま同和対策事業の対象者であった人たちを「同和地区住民」と考えて、施策を進めていけばいいのではないですか。ただし、それは法律が切れましたから、同和地区とは、「同和対策事業対象地域」のことを指すということではなく、同和地区とは、「旧同和対策事業対象地域」を指す。同和地区出身者とは、「旧同和対策事業の対象者」を指すものとして、行政は「みなし」で「限定」の構造を引き続き、私は使えばいいのではないかと思うわけです。

部落差別が法期限をむかえてもまだ残っている。残っている限りは実態把握をしなければ始まらない。実態把握、生活実態を把握しようとするれば「限定」の仕組みを作らなければいけません。法が切れたからといってもう一度振り出しに戻って、「同和地区のことをどうのように読み替えますか」、「同和地区住民のことをどう読み替えますか」と、一から「限定」の構造を作り直すのではなくて、「今まで特別対策事業の対象として地域を今後も同和地区としてみなしていきましょうか。今までの特別対策事業の対象者とされてきた人たちを、これからも地区住民と呼んでいきましょうか」と合意ができれば、その人たちに対する実態把握をすればいいわけです。同和地区の子どもたちの進学率と言われれば、その子どもたちの進学状況を把握すればいいわけです。そういうようにすれば実態把握ができる課題が見える、同和対策事業でない取り

組み施策を考えられる、効果測定ができるということに踏み込んでいくわけですから、このはじめの「対象の限定」という枠組みを旧来の様式をそのまま用いるという、一番抵抗のない、しかも33年間定着してきた手法を採用するというのをしっかりと確認していくことがレジュメにあります1番目、2番目の問題も含めて、それを実現していく大事な出発点になるのではないかと思います。

## [4] 実態調査を実施するにあたって

### (1) 様々なデータ収集の手法

最後になりますが、実態調査を実施するにあたって3点ほど書かせていただいております。主に様々なデータ収集の手法というについて、折角の機会ですからお話しをさせていただきたいと思います。

本日資料としまして、「土地差別」という本が入っているかと思います。この本を使いながら説明をしていきたいと思います。

#### <量的調査とは>

隣保館関係者や運動体の人と話をしても、実態調査や実態把握といえれば調査用紙を作って、名簿を作ってそれを配布して回収して、数値を円グラフや棒グラフにすることだけだと考えている人が多い。それは調査の大事な一つですが、少し調査というのをもう少し柔軟に考えてみればどうだろうかという提案をさせていただければと思います。

今言いました調査票を作成して、配布して、全員に配布しなければ無作為抽出をして、そして数値の結果を集計する。配布する調査票というのは作文のような内容ではなくて、選択肢形式の調査票。この調査は、「量的調査」といいます。例えば、この本は、部落の土地に対する差別という問題が今どうなっているのかとうことを、私なりに調べてきたことをまとめた本であります。

この調査対象は、大阪の宅建業者（不動産業者）です。全日本不動産協会と宅建協会の二つの団体がありまして、そこの団体の人に部落の土地に関わる差別のことについての「量的調査」、アンケート調査を実施しました。たまたまこの設問では、取引の物件で「同和地区であるのかどうか。部落の物件であるのかどうか。同和地区に係る物件であるのかどうか」という質問を受けたことがありますかという調査項目を入れて、配布をして回収した結果であります。

1991年、1997年、2003年と経年変化を見るために3回同じ質問をしています。2003年を見ていただくと、不動産側の回答「府民からその物件が同和地区のものかかどうかという問い合わせを受けた」、29.8%。「宅建業者仲間から問い合わせを受けた」、6.4%。「府民や宅建業者の両方から受けた」、17.3%。「そ

んな質問は仕事をしているが聞いたことがない」、43.2%。「無回答」、4.2%。

つまり大阪の宅建業者で、府民あるいは宅建業者のどこからか「この物件は同和地区のものかどうか」の部落に対する差別調査の問い合わせを受けたことがある人は、それらを足すと52.6%になります。半分以上の宅建業者は、商売をするなかで「部落の土地かどうか」の問い合わせをされている。こういうように大阪の全部の宅建業者を対象に「量的調査」で問い合わせをしますと、如何に「同和地区かどうか」ということが不動産売買において飛び交っている現実が浮き彫りになっています。これが「量的調査」というものです。

### <質的調査とは>

もう一つは「質的調査」。例えば、聞き取り調査というものがあります。これは滋賀県の草津市民が起こした不動産売買における土地差別事件の例です。

1992年3月3日、滋賀県草津市民のAさんから彦根市同和対策課に、「彦根市〇〇町〇〇番地は同和地区かどうか」との問い合わせの電話がありました。Aさんは、問い合わせた土地を複数の知人と組んで購入しようとしていましたが、同時にその交渉役を任されていました。それは、かつて10年間ほどアルバイトとして不動産業界にかかわり土地売買の知識をもっていたからです。ところが売買の話が進むにつれて、便利な土地にしては売り手の言い値が「安い」と不審に思い、問い合わせにいたったものです。

「この土地を購入したい」と思うけれども、「妙に安い」。そこには何かあるのではないかと思って、彦根の同和対策課に問い合わせをした。という差別問い合わせ事件です。そこで「量的」には、差別事件が1件と数えてしまえば終わりですが、「質的」にはその一つの事件を質的に掘り下げていく、聞いていく、そのようにして差別の実態を深めていくことによって明らかにしていく手法です。京都新聞がそういう「質的調査」にあたるインタビューをしてくれました。

京都新聞は、「解放への日々―部落差別の実相」と題する連載記事の第11回目でこの事件取材して取り上げています。そこで新聞記者が、Aさんに直接インタビューしたというのは聞き取り調査、「質的調査」にあたります。どのような内容が明らかになってきたかといえば、Aさんは次のように答えています。

その土地は立地条件や面積に比べ、相場よりかなり定価だった。常識で考えると、おかしい。何かの欠陥があるような気がしたので確認したかった。他の人もやっている。これまでの経験から、同和地区だと売れない心配がある。売りにくいので同和地区は困るという意識があった。土地購入者は同和地区かどうかを気にする人がほとんどだ。買って、将来、売るときの単価が低い。もうかるかもうからないか、損得の

気持ちで聞いた。

同和地区だったら買わないつもりだった。自分で買ったなら嫌なように、売った相手も困るだろうと思う。また、自分の信用のことを考えると黙っていて文句を言われると困る。同和地区であるかないかが心配で問いあわせた。

同和地区の土地価格は低い。単価が低く、財産価値は減る。同和地区と地区外の価格には格差がある。場所によるが3、4割は落ちる。利殖の対象にならない。中心が周辺かによって異なるが、真ん中は敬遠する人が多い。売りにくく、安く売らなければならない。過去に同和地区の土地を業者に紹介したところ、無視されたり、「地区の土地はダメだ」と言われたりした。商売が成立する確率が低いからだ。

普通の物件と取り扱い方が違う雰囲気がある。自然と同和地区を避けているから、商いの対象にしていない。関心がないような形で、没にする雰囲気があった。

このことを「このような問い合わせがありました。差別問い合わせです」で終わらせてしまえば、これは「量的」には、「滋賀県で差別事件が1件起こりました」ということで終わってしまいます。大阪で発生している宅地・建物の取引に関する部落差別事象の「件数」と「内訳」。これは「量的」な調査です。数値だけです。これを見るだけでも部落の土地は差別されているという状況は分かりますが、イメージが乏しいわけです。それだけでは深まり、広がりがありません。ところがその事件の当事者にインタビューする、これを「質的調査」といいます。そこから差別の根深さが明らかになってきます。ヒアリング、ケーススタディと呼ばれる手法です。

部落差別の実態でも、部落生活実態調査ということで調査用紙を配布しますが、そういうことで生活保護率が何パーセント、進学率が何パーセントというような調査は「量的調査」になりますが、ある一人の高齢者にインタビューをして生い立ちを聞いて、その人の人生を伺うだけで、差別の厳しさがそこから見えてくる場合もあるではないですか。

#### < “広く・浅く” か “狭く・深く” か >

つまり、「量的調査」は広く問えます。あるいは表やグラフにしやすいわけです。格差を見たりするのにわかりやすいし、しかも客観的です。ですから「量的調査」は否定しがたい力を持っています。しかし、深まりがないわけです。そこにはどのような事情があるのか、どんな思いがあるのかということが、その数値からは見えてこない。

「広く・浅く・客観的」というのが「量的調査」であります。

「質的調査」は客観的ではないです。一つひとつが主観的であります。しかし、深いし、広がりがあります。そこから色々なことを気づかされます。そういう意味では、狭いけれども深い、同時に具体的であるがゆえにイメージしやすい、説得力を持つ。だから市民に対する啓発講座でも、「部落差別の今日の姿は」ということで、表やグラフを使って差別の実態を説明すれば、ある種納得しやすい面もあります。しかし、そ

うではなくて、一人の地区出身者がマイクの前に立って、自分の子どもに対する思いや自分の被差別体験、あるいは自分の今の悩みを切々と訴えると、たった一人の人生や悩みかも知れませんが、差別への啓発効果としては非常の大きな意味を持つ場合があります。

「広く・浅く」か「狭く・深く」か、ということは、社会調査をするときの二大柱であります。インタビュー調査、ペーパー調査という手法。ペーパー調査をしなければ必ず調査にならないかといえば、そういうことは全くない。調査をすることになれば聞き取り調査、勿論、聞き取り相手は部落の人だけではなくて、差別事象を起こしてしまった人に対しても聞き取りをしていくわけであります。

大きな調査は、「量的調査」と「質的調査」ということになります。そこで、「量的調査」でも必ずしも調査票を作ってそれを配布して回収するという作業をしなくても、「量的調査」に値する情報があればそれを資料にするということはいくらでも可能であります。

### <土地に対する差別の現実>

私は、土地に対する差別の現実はどうなっているのかということ、行政の方に協力をしていただいて、この間の不動産売買にかかわる差別事象を整理したわけです。それらの差別事件を見ていくとこんなことに気がつきました。

部落が差別されているだけでなく、同和地区を含む小学校区の丸ごとが避けられている。学校単位で差別が行われていることに気がついてきました。例えば、大阪の場合であれば、架空の地名で「大阪町3丁目」が同和地区だとします。しかし、世間の人が大阪町3丁目と言えば同和地区というイメージをもってくると、大阪町1丁目も2丁目も4丁目も同和地区だとみなされる心配が出てきますね。住んでいるところを「大阪町」と答えるだけで、それだけで「同和地区の人間ではないか」と警戒をされてしまう。そうすると、「大阪町」という町名全体を避けようとする。しかし、どこまで避けたらいいのかということが分かり難いから、一番無難なところで「同和地区を含む小学校区全体」を避けていけば一番無難ではないかとなるわけです。

例えば、学校の教育委員会に問い合わせをするときに、「〇〇に家を買いたいと思うのだけれども、最寄りの小学校はどこですか？」と聞いたりする。「〇〇小学校です」と答えれば、「それは同和地区を含む校区ですか？」「同和校ですか？」「特別な教育をしている学校ですか？」とか、そういうような尋ね方をして、小学校区ごと避けようとする事象が福岡、大阪、高知、滋賀など、全国的に発生していることが見えてきました。

「小学校区ごと部落が避けられている」ということが気になりまして、何とかこのことを別な形で整理できないかと考えました。差別事件というのは「質的調査」になりますから、「たまたまその人がそういうことを聞いただけだ」と言われるとどうしようもないわけです。「量的調査」としての客観的なデータで、学校ごと避けられている

ということを何とか証明できないかと悩みました。

### ＜新聞の折り込み広告から＞

そこで私が着目したのは、日々の新聞広告に折り込まれてくる「不動産案内・住宅案内のチラシ」だったわけです。私はY市に住んでおりますので、「Y市、価格1000万円。〇〇小学校区」と大きく書いていますね。あるいは違うチラシには「〇〇小学校区」と書いているし、わざわざ目立つように新築と書いている隣に「〇〇中学校区」と書いています。

不動産に学校の名前が書かれている。差別と関係あるのではないかと思ったので、「量的調査」に踏み切ったわけです。どうしたのかといえば、「量的」ですので「量」が必要になります。その年1年分の新聞に折り込まれている不動産のチラシを集めたわけです。これが標本です。アンケート調査であれば「人」が標本になりますが、チラシが対象ですからそれを標本にする。そして、重なっている物件は間引いていく。

私の最初の仮説は、学力の高い学校が売り文句になって、不動産の宣伝に使用されているのではないかと考えました。そこで、チラシを1年間収集して、Y市の白地図に校区の線を入れてチラシに掲載されている学校名にチェックを入れていきました。Y市では基本的には、2つの小学校に対して1つの中学校というようになっています。すると、不動産の売買の物件があるのに一度も名称が掲載されなかった学校は、全て同和地区を抱える「同和校」ということがわかってきました。Y市の学校のなかで売買物件があるのに見事に「同和校」のあるところだけが、真っ白になったわけです。

つまり、「〇〇小学校区」と書いている物件は、「その校区に同和地区を含まない」という合図だったわけです。

なるほど、“学校の名前を手がかりに差別をしている”。このことは「量的調査」なわけです。私は、このことを調べたいと思ってデータが欲しかった。しかし、この場合の調査対象はチラシでありますから1年間集めるしかない。「量的調査」は、何も住民基本台帳や選挙人名簿から抽出名簿を作ることだけではなくて、色々なものが手懸かりになってくるということでもあります。あるいは、既存のデータを使うだけで随分、色々なことが分かることもあります。

### ＜日々の取組み、積み重ねからデータ・情報収集を＞

別にいちいち調査票を配布したりしているわけではありません。調査というのは、何か行政が調査のための予算を組んで、学識経験者で審議会等のチームを作って、表やグラフにしてというような調査もたまには必要ではないかと思いますが、むしろ隣保館が創意工夫をして聞き取り調査、差別事業の掘り起こし、さらには色々なデータで差別の実態を明らかにすることができないだろうかというような知恵をしぼっている

けば、差別の現実を浮き彫りにするというようなことは十分可能ではないかと思いません。

隣保館で行われている生活相談活動を10年分くらい、これをデータとして見れば、どのような内容の生活相談が増えてきているのだろうか、減ってきているのだろうか、学校での子どもたちの学力ということの変化をデータとして見れば、部落の子どもたちの学力にどのような課題があるのかということがわかってきます。そういうような相談活動、もし地域に診療所や病院があればどのような疾病が多いのか、昔と比べてどう変化してきているのか、そのようなデータから地域における健康指導の方策が見えてきたりするかも知れません。

私は、この本の中でわざわざアンケート調査票を配って調査をしたのは、はじめの方だけであります。後は相続税路線価であったり、差別事業を起こした人へのヒアリングであるとか、宅建業協会の持っている土地価格にかかわるデータであるとか、そういうようなものだけでこの取り組みを進めていきました。

調査が大変大事であるということは前半の方でお話しさせていただきましたが、その調査を固定的なものとして捉えるのではなくて、研究調査事業を隣保館で行う場合の取り組みの工夫といいますか、発想を少し柔らかくして広げていく、そういうことを是非ともお願いしたいと思います。

長々と申し訳ありませんでした。本の中身についても、今後の調査に取り組む中でヒントになる点があるかと思しますので、機会がありましたらご一読いただけますと助かります。熱心にご静聴いただきましてありがとうございました。